

まめ板餌料びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第5号に規定するその他の小型機船底びき網漁業に該当するまめ板餌料びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

まめ板餌料びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

4隻

（3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

（5）操業区域

- ア 伊勢湾のうち知多郡南知多町野島灯台と三重県伊勢市宇治山田港大湊防波堤灯台を結んだ直線以北、知多郡美浜町野間埼灯台と三重県鳥羽市神島灯台を結んだ直線以東かつ知多郡南知多町野島灯台と同郡同町羽豆埼突端を結んだ直線以西の海域。
- イ 三河湾のうち知多郡美浜町河和港南防波堤灯台、西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標及び同郡南知多町大字師崎林崎を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域並びに田原市立馬埼灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標及び田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

（6）漁業時期

3月1日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

- ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。
- イ 釣漁業に対して餌料の円滑なる供給を行いうる者。
- ウ 釣漁業根拠地へ漁獲物を水揚げする者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

- （1）この許可の有効期間は、許可の日から令和8年5月29日（金）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) 伊勢湾のうち知多半島、知多郡南知多町日間賀島、同篠島及び同野島の最大高潮時海岸線から500メートルの海域、知多郡南知多町野島南西の沖の瀬大型魚礁の中心点から150メートル以内の海域。

(イ) 三河湾のうち知多半島、渥美半島及び西尾市一色町佐久島の最大高潮時海岸線から1,500メートルの海域。

イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。

(ア) 網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下）。

(イ) 網口開口板は全長と全幅の長さの合計が260センチメートル以内。（ただし、使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット以下の場合にあっては、「網口開口板は全長と全幅の長さの合計が270センチメートル以内。」）

ウ 許可番号表示標識の地色は白色で、その上下端を横縞に左右端をたて縞に緑色の反射蛍光塗料としなければならない。

(3) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1(4)中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」、3(2)イ(イ)中「127キロワット」とあるのは、「35馬力」と読み替える。

(4) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年7月9日 愛知県知事 大村秀章